



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年8月26日（木）
問い合わせ先：障害支援課
課長：西渕 亮
担当：金澤、兵働
電話：829-1308
内線：3064

重複した障害を有する外出が困難な障害者に、タクシー券の交付等を行います

さいたま市では、精神障害や知的障害など、重複した障害を有する外出が困難な障害者に対し、新たにタクシー券の交付等を行います。

この事業は、令和3年度9月補正予算の成立をもって実施するものです。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の長引く影響により、通院等の外出に困難を抱える精神障害者手帳2級所持者等に対し、福祉タクシー利用券の交付等の助成を新たに行うことで、医療機関への適切な受診の促進や、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図ります。

2 対象者

市内に住所を有する市町村民税非課税の者で、精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級又は療育手帳Bのうち、いずれか2つ以上が交付されている者

3 事業内容

- ・助成額：タクシー初乗運賃相当額（500円）
- ・交付枚数：年度54枚
※ 年度途中での申請の場合は枚数を調整（11月申請の場合は23枚）

4 予算

2,070千円